

千葉県告示第439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

平成30年5月29日

千葉市長 熊谷俊人

開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
株式会社 ふじ	居宅介護支援センターりあん	千葉市中央区花輪町14-5 メゾン・ド・藤203号	千葉市中央区花輪町1-17	平成29年3月13日